（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、タジキスタン共和国の経済開発及び社会開発に寄与するため、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）によって実施されるＪＩＣＡ海外協力隊の事業（以下「事業」という。）に基づき協力隊員をタジキスタン共和国に派遣することについて、日本国政府の代表者とタジキスタン共和国政府の代表者との間で行われた最近の討議に言及するとともに、これらの代表者の間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

１　ＪＩＣＡ海外協力隊員（以下「協力隊員」という。）は、タジキスタン共和国政府の要請に基づき、両政府の権限のある当局の間で別個に合意する派遣計画により、日本国において施行されている法令に従い、ＪＩＣＡによってタジキスタン共和国に派遣されることとなる。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、タジキスタン共和国政府の権限のある当局は経済発展・貿易省である。

２　予算措置がとられることを条件として、協力隊員の日本国とタジキスタン共和国との間の渡航費及びタジキスタン共和国における生活手当はＪＩＣＡによって負担され、また、協力隊員の任務の遂行に必要な設備、機械、自動車及び資材についてもＪＩＣＡによって使用に供される。

３　タジキスタン共和国政府は、事業の結果としてタジキスタン国民が取得する技術及び知識並びに供与される設備、機械、自動車及び資材がタジキスタン共和国の経済開発及び社会開発に寄与すること並びに軍事目的に使用されないことを確保する。

４　タジキスタン共和国政府は、協力隊員に対して次の特権、免除及び便宜を与える。

(1)　２に規定する設備、機械、自動車及び資材の輸入に関する領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除

(2)　２に規定する設備、機械、自動車及び資材の現地購入に関する租税（付加価値税を含む。）及び課徴金の免除

(3)　協力隊員の携帯荷物、身回品、家財及び消費財の輸入に関する領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除

(4)　国外から送金される２に規定する生活手当に対して又は当該生活手当に関連して課される租税（所得税を含む。）及び課徴金の免除

(5)　必要な医療施設が確保された医療を受ける便宜の提供

(6)　タジキスタン共和国政府によって与えられる任務を遂行するために協力隊員が所在する場所における無料の基本的家具付住居施設の提供

(7)　協力隊員の任務の遂行に必要な全ての政府機関の協力を確保するための身分証明書の発給

(8)　協力隊員の任期中、タジキスタン共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することに対する許可、外国人登録要件に係る手続に関する便宜の提供並びに領事手数料の免除

(9)　任務の遂行のため自動車を運転する必要のある協力隊員に対する自動車運転免許証の取得のための便宜の提供

(10)　協力隊員の任務の遂行に必要な他の措置

５　(1)　タジキスタン共和国政府は、日本国から派遣されて事業の活動に関連してＪＩＣＡによって与えられる任務をタジキスタン共和国において遂行する駐在調整員（以下「ＪＩＣＡ調整員」という。）を受け入れる。

(2)　タジキスタン共和国政府は、ＪＩＣＡ調整員及びその家族の構成員に対し、次の特権、免除及び便宜を与える。

(a)　ＪＩＣＡ調整員一名につき一台及びＪＩＣＡ調整員の一家族につき一台の自動車の輸入に関する領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除

(b)　国外から送金される給与及び手当に対して又は当該給与及び手当に関連して課される租税（所得税を含む。）及び課徴金の免除

(c)　タジキスタン共和国に自動車を輸入しないＪＩＣＡ調整員及びその家族につき、ＪＩＣＡ調整員一名につき一台及びＪＩＣＡ調整員の一家族につき一台の自動車の現地購入に関する租税（付加価値税を含む。）及び課徴金の免除

(d)　(a)及び(c)に規定する自動車の登録料の免除

(e)　自動車運転免許証の取得のための便宜の提供

(f)　ＪＩＣＡ調整員の任務の遂行を容易にするための身分証明書及び協力隊員を送迎するために空港の出入国手続地点を越えて入るための特別通行証の発給

(g)　ＪＩＣＡ調整員の任期中、タジキスタン共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することに対する許可、外国人登録要件に係る手続に関する便宜の提供並びに領事手数料の免除

(h)　ＪＩＣＡ調整員の任務の遂行に必要な他の措置

(3)　(2)に規定する自動車が、その後タジキスタン共和国内において、租税（関税を含む。）の免除又は同様の特権を受ける権利を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車に対して当該租税が課される。

６　タジキスタン共和国政府は、協力隊員、ＪＩＣＡ調整員及びその家族の構成員に対し、タジキスタン共和国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関のボランティア、調整員及びその家族の構成員に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

７　タジキスタン共和国政府は、タジキスタン共和国に滞在中の協力隊員、ＪＩＣＡ調整員及びその家族の構成員の安全を確保するために必要な措置をとる。

８　タジキスタン共和国政府は、協力隊員の任務の遂行に起因し、当該任務の遂行中に発生し、又は当該任務の遂行に関連して当該協力隊員に対する請求が生じた場合には、当該請求について責任を負う。ただし、当該請求が当該協力隊員の重大な過失又は故意から生じたことについて両政府が合意する場合は、この限りでない。

９　両政府は、タジキスタン共和国における事業を成功裏に実施するため随時協議する。

10　前記の了解は、両政府間の相互の書面による合意により修正することができ、また、いずれかの政府が他方の政府に対しこの了解を終了させる意思を六箇月の予告をもって書面により通告することにより終了させることができる。

本使は、更に、この書簡及びタジキスタン共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のタジキスタン共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十三年八月三日にドゥシャンベで

タジキスタン共和国駐在
日本国特命全権大使　相木俊宏

タジキスタン共和国
経済発展・貿易大臣　ザウキ・ザウキゾダ閣下

（タジキスタン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、タジキスタン共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のタジキスタン共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十三年八月三日にドゥシャンベで

タジキスタン共和国
経済発展・貿易大臣　ザウキ・ザウキゾダ

タジキスタン共和国駐在
日本国特命全権大使　相木俊宏閣下